



平成 19 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 宮崎 捷
(TEL. 06-4795-8806)

コーポレート・ガバナンスの充実についてのお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 27 日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの確立にむけ、下記のとおり、執行役員制度の導入と平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 104 回定時株主総会での承認を前提に、取締役会の改革について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入

- (1) 目的：取締役会の活性化と経営の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図ります。
- (2) 役割：現在、取締役会が担う経営の意思決定と業務執行の役割を分離し、執行役員は取締役会にて決定される経営戦略に基づく業務執行部分を担います。
- (3) 人数：執行役員数は役付執行役員と執行役員をあわせ「19名以内（取締役との兼務を含む）」といたします。

2. 執行役員の概要

- (1) 特定の業務の責任者として、業務執行に専念する会社法上の「重要な使用人」といたします。
- (2) 必要に応じて、専務・常務・上席等の役付執行役員を選任いたします。
- (3) 役割は、業務執行権限を有する代表取締役の指揮監督の下、業務執行に関する取締役会の意思決定をうけ、担当分野の具体的な業務執行に携わります。
- (4) 取締役会が選任・解任をいたします。
- (5) 任期は、「1年以内」といたします。

3. 取締役会の改革

- (1) 定款に定める取締役の任期を「2年以内」から「1年以内」に改定いたします。
- (2) 定款に定める取締役の定員を「15名以内」から「12名以内」に改定いたします。

上記により、取締役会の活性化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

4. その他

- (1) 実施日：平成19年6月28日
- (2) 取締役・執行役員の人事等につきましては、後日改めて発表いたします。

なお、法令遵守体制の一層の充実を図るため、内部統制システム構築の基本方針にもとづき、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度及び文書管理規定等を制定し、内部統制システムの構築を進めております。

以 上